

本会議における質疑・討論について（案）

大田区議会における全議員の発言機会の保障と、能率的かつ公平な議会運営を実現するため、質疑及び討論について以下のとおり運用する。

- 1 質疑は各日程において5分以内とする。なお、答弁は含まない。
討論は各日程において一人当たり5分とし、会派の人数で乗じた時間とする。ただし、30分を限度とする。
- 2 質疑及び討論の際、目安とする時間を残時間表示する。
- 3 本運用は令和4年第1回臨時会から実施する。